

岐阜県エネルギー価格・物価高騰対策設備事業費補助金 サプライチェーン対策生産設備導入 Q&A

■対象事業者について

Q1 対象となる事業者は。

岐阜県内で製造業を営む法人が対象となります。製造業とは、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる大分類Eの製造業です。

Q2 製造業とそれ以外の事業を営んでいる場合は対象となるか。

複数の事業を展開している法人でも、交付申請する事業所が製造業を営んでいる場合は対象となります。

Q3 中小企業に該当する企業とは。

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）及び同条第5項に規定する小規模企業者の企業をいいます。

資本金3億円かつ従業員数が300人を超える場合は、大企業となります。

リース契約による取得の場合は、リース会社との共同申請になりますが、その際のリース会社は、大企業であるかどうかは問いません。

Q4 みなし大企業に該当する企業とは。

以下のいずれかに該当する場合は、みなし大企業になります。

①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有

②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有

③大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている

④発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③までに該当する中小企業者が所有

⑤上記該当の中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている

ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率をもってみなし大企業の判断をしてください。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任会社

Q 5 個人事業主または企業組合・協業組合は対象事業者になるか。

個人事業主は対象になりません。営利目的をもって事業を営む法人（企業組合・協業組合を含む）が対象となります。

Q 6 県内に複数の事業所を有しているが、事業所ごとに交付申請できるか。

1 法人につき 1 回（1 事業所に限る。）のみの交付申請となります。複数の事業所を有している事業者については、1 事業所を選択の上、交付申請してください。

Q 7 法人の本社が岐阜県外にあるが、対象事業者となるか。

本社が岐阜県外であっても、補助対象とする事業所が岐阜県内にあれば、対象となります。

Q 8 複数の法人で事業を行う場合は、どのように申請したらよいか。

生産設備を取得する法人が申請してください。

なお、補助金の支払いは、申請した法人に交付します。

Q 9 国の補助金との併用はできるか。また、県の補助金との併用はできるか。

国の補助金との併用はできます。ただし、岐阜県及び岐阜県が関与する支援機関の補助金との併用はできません。

国の補助金を申請している場合は、事業計画書にその旨を記載してください。

なお、国の補助金と併用する場合の補助金額は、生産設備に係る部分の自己負担額に補助率を乗じた金額となります。

この場合、投資額要件の額は、国補助金を含めた投資額（3,000万円）になります。

計算例）生産設備の導入経費（投資額：3,000万円、国補助率：1/2の場合）

$$\text{自己負担額} = 3,000 \text{万円} - (3,000 \text{万円} \times 1/2) = 1,500 \text{万円}$$

$$\text{県補助金} = 1,500 \text{万円} \times 2/3 = 1,000 \text{万円}$$

Q 10 国の補助金がまだ採択されていない場合、どのように申請したらよいか。

交付申請時に採択されていない場合は、国補助金の申請額を考慮せず、県の補助金額を積算してください。その場合、事業計画書には、国補助金が申請中である旨を記載してください。

Q 11 事業効果要件の付加価値額の15%以上増加は、今回生産する部品だけで達成する必要があるのか。

他の製品も含めた県内全体の事業所で達成する目標となります。

Q 1 2 再度採択についての基準はあるのか。

前回採択事業と異なる生産品目の部品の生産に取り組む場合に限り対象となります。

また、生産品目が同一であっても、以下の①②のいずれかに該当するものは対象となることがあります。

- ①産業分類、用途(例：ハンドル→ブレーキ)、素材のいずれかが明らかに異なる場合。
- ②自社が今までに利用していない加工技術等を用いて、型式等が異なる部品を生産する場合。

また、令和3年度第一次募集（令和3年4月募集）にて採択を受けた場合は、事業効果要件の付加価値額は、前回申請時と同じ年を基準年とし、5年目に30%以上増加している必要があります。

■対象事業について

Q 1 3 補助対象となる経費は。

生産設備が対象となります。

検査機、搬送機、取出機、システム等の附属設備や、運搬、設置、組立、設計、諸経費などは対象になりませんのでご注意ください。

検査機→検査・測定を行う装置（システム）。

搬送機・取出機→製品・部材やゴミを搬入・搬出する装置。機械に外付けするもの。

システム→ソフトウェア

Q 1 4 生産設備とは。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）の「別表第二機械及び装置の耐用年数表」に明記されている「設備の種類」のうち、事業の用に直接供しているものをいいます。

Q 1 5 部品等を生産するのに異なる生産設備が2台必要な場合は。

今回の補助対象にできるのは1台までとなりますので、どちらかを選択していただき申請してください。

Q 1 6 すでに生産していた部品等の増産する場合は補助対象となるか。

海外からの生産の切替え（Aタイプ・Bタイプ）もしくは他社からの依頼にて増産する必要が生じた場合（Cタイプ）は、対象になります。

ただし、Dタイプは増産は不可になります。DタイプはQ 1 2の①②のいずれかに該当するものは対象となる場合があります。

Q 1 7 交付申請日の前に発注しているが、補助対象となるか。

交付決定日の前に発注した設備は対象外になります。発注日は、発注書の日付をもって確認します。

Q 1 8 生産設備の取得に係る対象となる期間は。

交付決定日から令和5年10月31日までに納品、支払いを終えている生産設備が対象となります。

手形にて支払う場合にも、令和5年10月31日までに支払いの決済を完了する必要があります。

発注及び契約を令和5年3月31日までに行う必要があります。

事前着手届を交付申請時に提出している場合は、交付申請日から発注が可能になります。

リース契約の場合は、上記に加えて、設備の償却期間以上のリース期間が必要になります。

Q 1 9 本補助金の対象となったかどうかはいつ頃分かるか。

令和5年2月下旬に、補助対象事業者に対して、交付決定通知書を送付します。

補助対象外となった事業者には、不採択通知書を送付します。

なお、申請が多数ある場合は、交付決定通知が遅れることがあります。

Q 2 0 Dタイプにおける海外集中度50%以上の指標は。

申請事業者1者のみではなく、国内全体としての「海外生産割合」が50%以上であることを示してください。なお、算出過程に使用した数値の出典として想定しているのは、貿易統計等公的統計や業界団体等の第三者による統計等です。

また、明確な数値がなく、類似の部品等の数値にて算出される際も、上記の第三者による統計等を基に計算をして下さい。

■申請の手続きについて

Q 2 1 募集期間は。

令和4年10月28日（金）から令和4年12月23日（金）17時（必着）までとなります。

募集期間を過ぎた場合の交付申請は、受理できませんのでご注意ください。

Q 2 2 様式はどこで入手するのか。

岐阜県の公式ホームページからダウンロードしてください。

Q 2 3 具体的にどの様式を交付申請すればよいか。

ホームページの「申請様式」の中にあります交付申請書（第1号様式）、事業計画書（別紙1）、事業内容説明書（別紙2）に必要事項を記載の上、申請してください。なお、交付申請書には、必ず法人の代表者印を押印してください。

Q 2 4 交付申請書に必要な添付書類は。

交付申請書に併せて提出いただく書類は下記のとおりです。

① 決算書（直近2年間分）

- ・営業利益、人件費、減価償却費がわかるようマーキングし、別紙2「6. 事業の実施目標」の数値と合うように記載してください。

②定 款

③見積書

- ・費用の明細がわかるものであり、一式にて計上してあるものは不可となります。
- ・設備の本体価格、オプション部品、検査機、搬送機、取出機、システム等の附属設備、運搬、設置、配線工事、稼働点検、保守点検、組立、設計、諸経費が明確にわかるように記載したものを提出してください。
- ・通常は複数の業者から部品等を仕入れて一つの設備としている場合であっても、今回の補助事業では、まとめていただき、1社からの見積としてください。

④直近の県税（法人県民税及び法人事業税）の納税証明書

- ・完納証明ではなく、税額の証明を取得してください。

⑤サプライチェーン対策がわかる資料

Aタイプ：海外に自社工場があることがわかる資料

- ・今回生産する部品等が、海外生産されていたことがわかる資料を添付してください。（HP、パンフレットなどで結構です。）

Bタイプ：海外から輸入していたことがわかる書類

- ・今回生産する部品等、国名、企業名がわかる納品書などの資料を添付してください。

Cタイプ：他企業からの依頼内容がわかる書類

- ・今回生産する部品等、国名、企業名、サプライチェーンに関する依頼内容が明確にわかるものを添付してください。

（他企業からの依頼文書には、依頼企業の責任者の押印もしくは自署が必要となります。）

Dタイプ：新たに生産する部品の海外集中度が、国内全体で50%以上であることがわかる資料

- ・第三者による統計を出典とするか、類似部品の数値等にて算出したもので作成した資料を添付してください。

⑥事前着手届（要注意）

- ・ 交付決定日より前に発注を行う予定がある場合は、必ず提出してください。

⑦口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票

- ・ 補助金の振込予定口座を記入してください。取扱いの金融機関から、確認印を押印していただき提出してください。

⑧購入する設備の概要（パンフレット等）

Q 2 5 見積書等の添付書類が、公募期間に間に合わない場合は。

添付書類が公募期間内にそろわない場合は、交付申請はできません。

Q 2 6 法人県民税及び法人事業税の納税証明書はどこで取得できるのか。

最寄りの県税事務所の窓口で取得してください。なお、県税務課（岐阜県庁）では発行しておりませんので、ご注意ください。

Q 2 7 交付申請の提出方法は。

企業誘致課へ郵送でお送りいただくか持参してください。なお、郵送の場合は、必ず簡易書留、特定記録等の配達記録が確認できる方法で郵送してください。また、持参の場合は、事前に当課にご連絡の上、ご来庁ください。

Q 2 8 交付申請書を提出したが、現在の審査状況を教えてほしい。

交付決定前の審査状況については、お答えできません。

■その他

Q 2 9 補助金の交付決定は先着順か。

先着順ではありません。受付期間内に提出いただいた交付申請書をすべて審査させていただいた上で、交付決定します。なお、採択された企業は、企業名及び事業計画名を県のホームページにて公開致します。

Q 3 0 交付申請額が予算額を上回った場合は、どうなるのか。

予算額を超える交付申請がある場合は、補助率を減じて交付決定をすることがあります。また、その結果補助率が1/2を下回る場合は審査委員会（内容審査）により採点し、予算の範囲内（補助率2/3～1/2）で合計点数の高い申請者を最大数順に交付決定を行います。
したがって、交付要件を全て満たしている場合でも、不採択になることがありますので、ご承知おきください。

Q 3 1 審査委員会の審査の内容は。

事業計画書（別紙2）と直近2カ年の決算書写しにより内容審査を行います。審査項目及び基準は、「岐阜県エネルギー価格・物価高騰対策設備整備事業費補助金サプライチェーン対策生産設備導入支援 審査項目および基準事業」を県ホームページに掲示していますのでそちらを参照願います。

Q 3 2 審査委員会の審査は誰が行うのか。

外部の有識者3名による審査を予定しています。

Q 3 3 補助金交付までのスケジュールは。

下記のとおりスケジュールを予定しております。

なお、申請者が多い場合は、スケジュールが遅れる場合がございますので、予めご了承ください。

令和4年10月28日～令和4年12月16日 事前相談期間

令和4年10月28日～令和4年12月23日 募集期間

令和5年2月下旬 交付決定通知

令和5年10月31日 事業完了（支払いまで完了）

10月31日 実績報告書の提出期限

11月～ 補助金の現地検査

11月～ 額の確定通知

12月～ 補助金の交付

Q 3 4 実績報告書はいつまでに提出すればよいか。

事業を完了（支払いまで完了）した30日以内、または令和5年10月31日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定の日から30日以内に提出してください。

Q 3 5 実績報告書に必要な添付書類は。

以下の書類を提出していただきます。

- ①見積書（申請時と変更がある場合）
- ②発注書または注文書（写）または契約書
- ③納品書
- ④請求書
- ⑤支払いが確認できる書類

⑥設備の完成写真

(型式・メーカー名がわかる全体写真、型式・購入年がわかる部分の銘板、
本補助金を受けている旨の表示)

⑦固定資産台帳の写し

【リース会社との共同申請の場合は以下の資料を追加でご提出いただきます。】

①リース契約書の写し

②設備費とその他経費がわかる書類 (リース料計算書)

Q 3 6 補助金の現地検査は何をするのか。

設備の設置状況と、型式や製造年月を銘板にて確認します。

書類検査として、実績報告書に添付しています添付書類の原本確認をします。

Q 3 7 補助対象となった生産設備への処分制限は。

補助対象となった生産設備を償却資産の耐用年数の期間内に財産処分*する場合は、補助金の返還となる場合がございます。

*目的に反する使用、譲渡、交換、貸し付け、担保に供すること、取り壊し、廃棄

Q 3 8 補助金交付後に提出する書類は。

令和6年～令和10年度の5年間の状況について、その年の翌年の6月30日までに事業報告書の提出が必要となります。